

FA2200

住所	5 3 3 - 0 0 1 1	個人番号	8 8 4 7 2 0 3 4 5 0 8 6	生年 月日	3 / 5 4 / 0 9 0 3
(又は 事業所 事務所 居所など)	大阪府大阪市東淀川区大桐 3 -		フリガナ	ナカシマ シュウイチ	
	2 1 - 2 クリーク大桐 2 0 5		氏名	中島 秀一	
令和 3 年 1 月 1 日 の住所	同上		職業	屋号・雅号	世帯主の氏名 中島 秀一
(単位は円)			特農の示	電話番号	自宅・勤務先・携帯 0 7 0 - 4 8 0 2 - 3 0 8 4

第一表 (令和二年分以降用)

収入金額等	事業等	①		
	業農	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	2 4 0 0 0 0	
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
	総合譲渡	⑩		
一時	⑪			
合計	⑫	0		
所得金額等	事業等	⑬	9 2 5 2 1	
	業農	⑭		
	不動産	⑮		
	利子	⑯		
	配当	⑰		
	給与	⑱	0 0 0 0	
	雑	公的年金等	㉑	
		業務	㉒	
		その他	㉓	
	総合譲渡・一時	㉔		
合計	㉕	5 7 2 5 2 1		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	㉖		
	小規模企業共済等掛金控除	㉗		
	生命保険料控除	㉘		
	地震保険料控除	㉙		
	寡婦、ひとり親控除	㉚	0 0 0 0	
	勤労学生、障害者控除	㉛	0 0 0 0	
	配偶者(特別)控除	㉜	0 0 0 0	
	扶養控除	㉝	0 0 0 0	
	基礎控除	㉞	4 8 0 0 0 0	
	⑬から㉞までの計	㉟	5 7 2 5 2 1	
所得から差し引かれる金額	雑損控除	㊱		
	医療費控除	㊲		
	寄附金控除	㊳		
	合計	㊴	5 7 2 5 2 1	

税金の計算	課税される所得金額	⑳	0 0 0
	上の㉑に対する税額	㉒	0
	配当控除	㉓	
	区分	㉔	
	(特定増減等)区分	㉕	
	住宅借入金等特別控除	㉖	0 0
	政党等寄附金等特別控除	㉗	
	住宅耐震改修特別控除等	㉘	
	差引所得税額	㉙	0
	災害減免額	㉚	
再差引所得税額(基準所得税額)	㉛	0	
復興特別所得税額	㉜	0	
所得税及び復興特別所得税の額	㉝	0	
外国税額控除等	㉞		
源泉徴収税額	㉟	7 3 4 4	
申告納税額	㊱	- 7 3 4 4	
予定納税額	㊲		
第3期分の税額	㊳	0 0	
還付される税金	㊴	7 3 4 4	
その他の	公的年金等以外の合計所得金額	㊵	0
	配偶者の合計所得金額	㊶	
	専従者給与(控除)額の合計額	㊷	
	青色申告特別控除額	㊸	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊹	
	未納付の源泉徴収税額	㊺	
	本年分で差し引く繰越損失額	㊻	
	平均課税対象金額	㊼	
	変動・臨時所得金額	㊽	
	延納の届出	㊾	0 0
延納届出額	㊿	0 0 0	
還付される税金の場所	三菱UFJ	銀行 金庫・組合 農協	上新庄
	郵便局名等	預金 普通当座 納税準備 貯蓄	本店・支店 出張所 本所・支所
	口座番号		
	記号番号	4 6 5 5 2 9 3	
整理欄	区分		1
	異動		4
	管理	0 0 0 5 0 7 8	名簿
	補充		確認
税理士 署名押印 電話番号			
税理士 法務部 30条 33条の2			

④④・④⑤・④⑨・⑤①又は⑤②の記入をお忘れなく。

納管	
事業	
住民	
資産	
総合	
分離	
検算	
通信日付印	
年月日	
連番	

A B C D E F G L H I J K

住所 (又は事業所 事務所 居所など)	大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 2 1 - 2 クリーク大桐 2 0 5	フリガナ 氏名	ナカシマ シュウイチ 中島 秀一
------------------------------	--	------------	---------------------

の り し ろ

## 本人確認書類 (写)

申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

### マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

### マイナンバーカードをお持ちでない方

「番号確認書類」の写しと「身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。  
原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

#### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》  
・通知カード  
(現在の氏名・住所等が記載されている場合に  
限ります。)  
・住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ



#### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを  
確認できる書類の写し》  
・運転免許証  
・公的医療保険の被保険者証  
(保険者番号及び被保険者等記号・番号部分をマスキング(塗りつぶし)してください。)  
・パスポート  
・身体障害者手帳  
・在留カード

などのうちいずれか1つ

申告に当たっては、上記及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除関係書類 (該当するものに限ります。)などを、この台紙にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 大阪府大阪市東淀川区大桐3-21-2 クリーク大桐205
フリガナ: ナカシマ シュウイチ
氏名: 中島 秀一

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目, 給与などの支払者の名称・所在地等, 収入金額, 源泉徴収税額. Includes entry for 給与 with amount 240,000 and tax 7,344.

④ 源泉徴収税額の合計額 7,344

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額. Includes entries for 譲渡(短期), 譲渡(長期), and 一時.

特例適用条文等

Blank box for special provisions.

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

Table with 10 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 障害者, 国外居住, 住民税, その他. Includes spouse information.

事業専従者に関する事項 (25)

Table with 6 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 9 columns: 住民税 (非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額, 非居住者, 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額, 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法, 都道府県・市区町村への寄附, 共同募金・日赤その他の寄附, 都道府県条例指定寄附, 市区町村条例指定寄附).

Table with 4 columns: 事業税 (非課税所得など, 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額), 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失など, 前年中の開(廃)業, 開始・廃止, 月日, 他都道府県の事務所等.

Table with 4 columns: 上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所, 氏名, 住所, 所得税で控除対象配偶者などとした専従者の氏名, 氏名, 給与, 一連番号.

保険料控除等に関する事項 (13~16)

Table with 4 columns: 保険料等の種類, 支払保険料等の計, うち年末調整等以外. Includes entries for 源泉徴収票のと (92,521), 国民健康保険 (92,521), 新生命保険料, 旧生命保険料, 新個人年金保険料, 旧個人年金保険料, 介護医療保険料, 地震保険料, 旧長期損害保険料.

本人に関する事項 (17~20)

Form with checkboxes for 死別, 生死不明, 離婚, 未帰還, 年調以外かつ専修学校等.

雑損控除に関する事項 (26)

Table with 3 columns: 損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類など. Includes sub-table for 損害金額, 保険金などで補填される金額, 差引損失のうち災害関連支出の金額.

寄附金控除に関する事項 (28)

Table with 2 columns: 寄附先の名称等, 寄附金.

第二表 (令和一年分以降用) 〇第1表は第1表と一緒に提出してください。〇国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

東淀川 税務署長 令和 3 年 3 月 5 日 令和 02 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 確定申告書 B

住所 〒533-0011 個人番号 個人番号は印字されません 生年 3 月 5 日 日 09.03

大阪府大阪市東淀川区大桐3-21-2 クリーク大桐205

フリガナ ナカシマ シュウイチ

氏名 中島 秀一

職業 専業主婦 世帯主の氏名 中島 秀一 世帯主との続柄 本人

電話番号 070-4802-3084

第一表 この用紙は控用です。

収入金額等	事業等	①							
	業農	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥					240000		
	公的年金等	⑦							
	雑業務	⑧							
	その他	⑨							
	総合譲渡一時	⑩							
所得金額等	事業等	①							
	業農	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥					0		
	公的年金等	⑦							
	雑業務	⑧							
	その他	⑨							
	⑦から⑩までの計	⑩							
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬					92521		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭							
	生命保険料控除	⑮							
	地震保険料控除	⑯							
	寡婦、ひとり親控除	⑰					0000		
	勤労学生、障害者控除	⑱					0000		
	配偶者(特別)控除	⑳					0000		
	扶養控除	㉓					0000		
	基礎控除	㉔					480000		
	⑬から㉔までの計	㉕					572521		
雑損控除	医療費控除	㉖							
	寄附金控除	㉘							
	合計	㉙					572521		

税金の計算	課税される所得金額	⑳						000
	上の㉑に対する税額	㉑						0
	配当控除	㉒						
	区分	㉓						
	特定増改修等特別控除	㉔						00
	政党等寄附金等特別控除	㉕						
	住宅耐震改修特別控除等	㉖						
	差引所得税額	㉗						0
	災害減免額	㉘						
	再差引所得税額(基準所得税額)	㉙						0
その他	復興特別所得税額	㉚						0
	所得税及び復興特別所得税の額	㉛						0
	外国税額控除等	㉜						
	源泉徴収税額	㉝					7344	
	申告納税額	㉞					-7344	
	予定納税額	㉟						
	第3期分納める税金の税額	㊱					00	
	還付される税金	㊲					7344	
	公的年金等以外の合計所得金額	㊳						0
	配偶者の合計所得金額	㊴						
延納の出	専従者給与(控除)額の合計額	㊵						
	青色申告特別控除額	㊶						
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊷						
	未納付の源泉徴収税額	㊸						
	本年分で差し引く繰越損失額	㊹						
	平均課税対象金額	㊺						
	変動・臨時所得金額	㊻						
	申告期限までに納付する金額	㊼					00	
	延納届出額	㊽					000	
	還付される税金の所	三菱UFJ 銀行 組合 農協 上新庄						

④・⑤・⑨・⑩ または ㉚の記入をお忘れなく。

収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)

所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

税理士 署名押印 電話番号

三菱UFJ 銀行 組合 農協 上新庄

郵便局名等 預金 普通 当座 納税準備 貯蓄

口座番号 4655293

記号番号

整理番号

令和 02 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B



大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 21 - 2 クリーク大桐 205

住所 大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 21 - 2 クリーク大桐 205
フリガナ ナカシマ シュウイチ 中島 秀一

○ 保険料控除等に関する事項 (13 ~ 16)

Table with 4 columns: 保険料等の種類, 支払保険料等の計, うち年末調整等以外, 円. Rows include 13 社会保険料控除, 14 小業掛規共金模消控除等, 15 生命保険料控除, 16 地震保険料.

第二表 この用紙は控用です。

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目, 給与などの支払者の名称・所在地等, 収入金額, 源泉徴収税額. Includes a row for 給与 with details for Nakashima Shuichi.

④ 源泉徴収税額の合計額 7,344 円

○ 本人に関する事項 (17 ~ 20)

Form for personal information including marital status (寡婦, ひとり親), student status (勤労学生), and disability status (障害者, 特別障害者).

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額. Rows for 譲渡(短期), 譲渡(長期), and 一時.

○ 雑損控除に関する事項 (26)

Table for miscellaneous loss deduction with columns for 損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類など, 損害金額, 保険金などで補填される金額, 差引損失のうち災害関連支出の金額.

○ 特例適用条文等

Empty table for special provisions.

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

Table for donation deduction with columns for 寄附先の名称等, 寄附金.

○ 配偶者や親族に関する事項 (20 ~ 23)

Table for family members with columns for 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 障害者, 国外居住, 住民税, その他. Lists spouse and children.

○ 事業専従者に関する事項 (55)

Table for business dependents with columns for 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

○ 住民税・事業税に関する事項

Table for resident and business taxes with columns for 住民税 (非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額, 非居住者, 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額, 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法, 都道府県・市区町村への寄附, 共同募金・日赤その他の寄附, 都道府県条例指定寄附, 市区町村条例指定寄附).

Table for business tax with columns for 事業税 (非課税所得など, 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額), 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失など, 前年中の開(廃)業, 開始・廃止月日, 他都道府県の事務所等.

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所 氏名 住所 所得税で控除対象配偶者などとした専従者 氏名 住所 給与 円

# 提出書類等のご案内（この紙は提出不要です）

補完記入・押印	文字数制限で入力できなかった項目や、正しく印字されていない項目は手書きで記入してください。申告書第一表などの氏名欄の右側にある㊟の箇所に押印してください。
---------	---

添付書類の提出準備	以下の添付書類を準備してください。
	本人確認書類 例1：マイナンバーカードの写しのみ 例2：通知カード + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証（ ）などの写し 公的医療保険の被保険者証の場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分をマスキング（塗りつぶし）してください。

確定申告書の提出	提出書類	印刷した提出用の申告書等や上記添付書類
	提出先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署
	提出期間	令和3年2月16日(火)から4月15日(木) ただし、還付申告書は令和3年1月から提出可能
	提出方法	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函
	控用の申告書に収受日付印が必要な方	控用の申告書を、提出用の申告書と併せて提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、返信用封筒に所要額の切手を貼って一緒に提出してください。
	(注1) 郵便又は信書便で送付する方は、通信日付印が令和3年4月15日(木)以前になるように送付してください。 (注2) 申告書の控えに押なつた収受日付印は収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。証明が必要な方は納税証明書をご利用ください。	

**還付金の振込について**  
還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合や名義が旧姓の場合は振込みできない場合があります。）。  
なお、一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）  
5 3 2 - 8 5 4 8  
大阪市淀川区木川東  
2丁目3番1号  
東淀川税務署内  
  
税務署事務処理センター  
（東淀川税務署） 行